

# 平成27年7月1日から 長期優良住宅の変更認定申請 に手数料が必要となります。

## ■ 法第8条第1項の計画変更認定申請手数料は次のとおりです。

法第5条第1項の認定を受けたものの計画変更

(法第5条第3項認定後、法第9条認定を受けたものを含む)

住棟の総戸数	1戸あたりの手数料の金額		
	適合証利用	性能評価書 利用	その他
戸建て	6,700	12,000	28,600
2~5	2,700	7,700	13,200
6~10	2,400	6,300	10,700
11~25	1,300	4,500	8,200
26~50	1,200	3,900	7,400
51~100	1,100	3,000	6,300
101~200	900	2,700	5,800
201~300	700	2,400	5,400
301以上	600	2,200	5,000

法第5条第3項の認定を受けたものの計画変更

(法第5条第3項認定後、法第9条認定を受けたものを除く)

住棟の総戸数	1戸あたりの手数料の金額		
	適合証利用	性能評価書 利用	その他
戸建て	6,700	8,600	25,300
2~5	2,700	6,600	12,100
6~10	2,400	5,400	9,900
11~25	1,300	3,800	7,500
26~50	1,200	3,400	6,900
51~100	1,100	2,800	6,000
101~200	900	2,500	5,500
201~300	700	2,200	5,200
301以上	600	1,900	4,700

■ 平成27年7月1日以降に受付した変更認定申請から適用します。

■ 変更の運用については裏面をご覧ください。

また、地位承継承認申請手数料も必要となります。

■ 承認申請手数料は次のとおりです。

住棟の総戸数	1戸あたりの手数料の金額	
	適合証利用	
戸建て	6,700	
2~5	2,700	
6~10	2,400	
11~25	1,300	
26~50	1,200	
51~100	1,100	
101~200	900	
201~300	700	
301以上	600	



裏面もご覧ください。(変更の運用について)

## ■ 変更の運用について

変更に係る運用については平成 27 年 7 月 1 日から適用する。

変更認定が必要な変更は省令第 7 条各号の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合とするが、基準に適合することが明らかでないものについて、次表を参考に運用することとする。

- ① 工事着手予定時期、完了予定時期の 6ヶ月を超える変更
- ② 譲受人決定予定時期の 6ヶ月を超える変更
- ③ 建築等計画の変更で、基準に適合することが明らかでないもの

※③建築等計画の変更で、基準に適合することが明らかでないものの事例

住宅の種別		事例
型式住宅(住宅型式性能確認、住宅型式性能認定、型式住宅部分等製造者認証を受けた住宅)		型式住宅の適用範囲外への変更(適用範囲内の変更であっても、型式住宅の範囲内かどうかを計算によって検証する必要がある場合を含む。)
在来住宅(上記以外の住宅で等級に変更がない場合を含む。)	劣化対策	申請時の基準と異なる基準に変更する場合など(ex:土台を高耐久樹種から防腐剤含浸へ変更)
	耐震性	変更に伴い再計算が必要な場合(ex:間取りの変更に伴う耐力壁の位置の変更等)
		基礎の再計算が必要な基礎形状の変更
省エネ性	変更に伴い外皮平均熱貫流率の再計算が必要な場合(熱抵抗の高い断熱材への変更、窓の開口面積を小さく変更等、安全側への変更に伴う再計算の場合を除く。)	

## お問い合わせは、住宅の建築場所を所管する次の申請窓口へ

住宅の建築場所	申請窓口	電話番号
・いなべ市 ・木曾岬町 ・東員町	桑名建設事務所 建築開発室	0594-24-3667
・※亀山市 ・菰野町 ・朝日町 ・川越町	四日市建設事務所 建築開発室	059-352-0684
・多気町 ・明和町 ・大台町	松阪建設事務所 建築開発室	0598-50-0587
・伊勢市 ・玉城町 ・度会町 ・南伊勢町 ・大紀町	伊勢建設事務所 建築開発室	0596-27-5210
・鳥羽市 ・志摩市	志摩建設事務所 建築開発課	0599-43-9651
・※伊賀市 ・※名張市	伊賀建設事務所 建築開発室	0595-24-8239
・尾鷲市 ・紀北町	尾鷲建設事務所 建築開発課	0597-23-3546
・熊野市 ・御浜町 ・紀宝町	熊野建設事務所 建築開発課	0597-89-6148

※亀山市、伊賀市、名張市内の住宅で、建築基準法第 6 条第 4 号に該当するもの(県が許可したものは除く)については、各市にお問い合わせください。

※桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市については、各市の担当窓口にお問い合わせください。

三重県県土整備部住宅課  
TEL: 059-224-2720  
FAX: 059-224-3137  
mail: jutaku@pref.mie.jp